課徴金に関する独占禁止法改正問題懇談会*報告書(抄)

- 3. 課徴金の見直しに当たっての基本的考え方
 - (1) 課徴金の法的位置付け
- …カルテル等の独占禁止法違反については、被害者が違反行為者に対して民法の不法行為に関する一般規定のほか、独占禁止法第 25 条の規定に基づき損害賠償を請求することができる旨特に定められている点にも留意する必要がある。独占禁止法の損害賠償制度は、個々の被害者の提訴をまって私人の個別の損害を回復することを通じて競争秩序の回復と違反行為の抑止に寄与するものではあるが、私人の手に委ねられている点において競争秩序の維持の上で限界があるのに対し、課徴金制度は、公益上の目的から行政機関が違反行為者の利得を徴収することにより競争秩序を維持するものである。このように両者はそれぞれ趣旨、目的、手続等を異にしており、いわば役割分担をしている。したがって、損害賠償制度と課徴金制度が並置されることには問題はないと考えられる。

*平成2年、内閣官房長官の下、総理府において開催された懇談会。